

企業会計審議会御中

社団法人 日本証券アナリスト協会

## 「監査基準の改訂について（公開草案）」について

3 月 26 日に公開された標記公開草案（以下「公開草案」）について、当協会内の企業会計研究会にて検討した結果、下記のとおり意見を申し上げます。

### 記

一定の事象や状況に対する経営者等の対応策を勘案してもなお、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」がある場合に、適切な注記がなされているかどうかを監査人が判断するという「公開草案」を基本的に支持する。「財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」と合わせて、国際会計基準（IFRS）における開示との整合性を高め、監査実務の国際的な調和を図る方向性は評価したい。

ただし、参考資料『「継続企業の前提」に関する監査手続』に示されている様に、従来は「継続企業の前提に関する注記」がされたケースの一部で、「経営者の評価、当該事象又は状況に関する経営者の対応策について検討し、重要な不確実性の有無を確認」した結果、「重要な不確実性なし」と判断すれば「無限定適正意見」を表明できる点に懸念を覚える。

「公開草案」は、「二 主な改定点とその考え方」で、「当該注記を行わないケースにおいても、例えば、有価証券報告書の『事業等のリスク』等において、一定の事象や経営者の対応策等を開示し、利害関係者に情報提供が行われることが適切である。」と述べている。このことは、従来は継続企業の前提に関する注記とされなかった場合であっても、今後は事業等のリスクの開示においての記載が必要になり、企業を取り巻くリスクのディスクロージャーの充実に資するものと判断される。しかし、平成 21 年 3 月決算に係る財務諸表の監査からの実施と準備期間が極めて短いため、財務諸表の作成者、監査人双方の準備不足から自主開示が不十分になる可能性に危惧を抱く。

制度の改訂の趣旨が十分に尊重され、投資家へのディスクロージャーの後退に繋がらない様に、作成者および監査人には、詳細な自主開示に最大限の努力をお願いしたい。同時に当局も「公開草案」の主旨を周知徹底し、上記の様なケースで詳細な自主開示がされる様に、指導・支援に努めていただきたい。

以上